

第33回雲南市水道事業に関する審議会 議事録

1. と き：平成28年5月23日(月) 午後1時30分～

2. ところ：雲南市水道局1階会議室

3. 出席者

(審議会委員)

驗馬重弘会長、加本恂二副会長、安部幸治委員、高橋美智子委員、渡部弘明委員
川角 清委員、片寄邦良委員、三浦由美子委員、西村忠明委員、白菊眞二委員

(委員 10人)

(事務局)

稲田 剛水道局長、岸野俊一次長(総務課長)、飯島 昭工務課長、土屋和則営業課長
菅田雅人下水道課長、村重悦子GL、高橋 歩主幹 (事務局7人)

[次 第]

1. 開会(進行：岸野次長)

(1) 欠席者の報告

(永井尚二委員、坂田貴和女委員・・・2人)

(2) 雲南市水道事業に関する審議会条例第6条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しており会議が成立していることを報告。

2. あいさつ

(1) 驗馬重弘 審議会会長

(2) 稲田 剛 水道局長

3. 議事録確認

第32回雲南市水道事業に関する審議会(4月27日開催)の議事録を確認

-----以後、審議会条例第6条第3項に基づき、会長が議長となる-----

4. 審 議

1) 水道料金の改定案について

(1) 水道料金の改定について、諮問及び各試案を併記した資料により再度説明
(小口径を据え置きとした試案5を新たに記載)・・・【事務局】

驗馬会長

今、事務局から説明してもらいました。新しい試案5というのも説明がありました。これらをご覧になって何か考えがございましたらお願いします。

川角委員

簡水で50mmとか100mmを利用されているところはございますか。

事務局

100mmのメーターは、個名を出すのはどうかとは思いますが、（上水道区域の）島根三洋電機さんだけでして、簡水では100mmはありません。

川角委員

簡水では50mm、75mmも無いのですか。

事務局

50mmとか75mmは、主に学校やプールで使われています。

川角委員

民間では使っておられる所は無いということですか。

事務局

事業所ではあるかもしれませんが、一般家庭ではそういった大口径はありません。

驗馬会長

上水道と簡易水道を使っておられる雲南市内の人口、割合はどれくらいですか。人口からするとやはり上水道が多いのでしょうか。

事務局

少し時間をいただけませんかでしょうか。

驗馬会長

委員の皆さんに確認でございますが、今回こうやって諮問を受けておりますが、そろそろ意思統一と言いますか、まとめて行きたいと思えます。

料金の改定について、簡易水道の会計が公営企業会計の方に統合されるということや、社会的な現象として人口減少ということもある訳ですが、それらを踏まえて料金改定について、つまり値上げという事になります。委員の皆様のご理解はいただけますでしょうか。

そうしますと、どのような考え方で今回の答申を出していくのか、私が最初の頃申しましたが、大口の所が非常に上がっているのをそれを下げる方法はどうかという考え方としては一つあると思えます。

それから試案5のような考え方もできなくはないが、13リと20リを据え置いてその他は上がるのですが、どうでしょうか。こういった考えもできなくはない。

それから試案3というような考え方もあるという事ですね。

資料が来たようですね。ではお願いします。

事務局

お時間を取りましてすみませんでした。先ほどお尋ねの上水・簡水それぞれの給水人口ですが、上水道会計、大東の簡水は企業会計化されておりますのでこれに含めますが、上水道の給水人口が約3万人、簡水の給水人口が6,600人です。大体5対1と言うような割合です。

驗馬会長

表にあったかもしれませんが、減価償却費の割合はどれぐらいでしたでしょうか。

事務局

上水道の減価償却費が5年間で22億7千万円、簡水につきましては11億8千万円となっています。

驗馬会長

2対1というような感じですね。雲南市のような地形的に都会地に比べたら水道事業ひとつとっても不利というか条件が厳しいというか、集落が点在していて簡易水道でやっていくしかないという厳しい面もあろうかと思えますね。

川角委員

どうも国は指導と言う形で、隣の市町村と合同で水道事業をなさいと言う指導をしているようですが、雲南市にもそういった話はございますか。

事務局

なるべく広域になさいという話があります。県でも東部圏域で広域化の検討はされていますが、このところで直ぐに広域化するといった話にはなっていません。

片寄委員

今日示された試案の5ですけれども、これを見ると差引マイナスになっていて、これですと（収支の改善が）なかなか厳しいかなと言う気がします。

こうして並べてみると、諮問か試案3かなというような気がしています。

白菊委員

試案3について少し聞かせてもらいたいのですが、従量料金のところで現在185円を諮問で189円ですけど、今度それを191円にして諮問より2円増えて、あとは（諮問より）マイナス2円になっていますが、これをおなじマイナス2円でやったら赤字がだいぶ出てくるわけでしょうか。

13リ20リを基本の所では20%上げましょう、従量料金の所で多いところは下げて、その関係で赤字が出るからこのようにされたのですか。

事務局

試案2では大口径で多く使われる所に配慮して、従量料金で26㎡以上の所を諮問より若干下げておりますが、試案3はそれをそのまま持って来ています。そうしますと、9㎡から25㎡の従量料金のところで調整させてもらわないと赤字が発生するということになりまして、試案3の収支の試算を見ていただきますと、年度によっては黒字が数十万円というようにギリギリとなっています。

13ミリ20ミリの基本料金を諮問より2%程度下げた関係で、従量料金の9㎡から25㎡の部分を諮問より上げさせていただいて調整したという事になります。

渡部委員

よろしいでしょうか。ここには29年度から33年度の収支が示されていて、33年度につきましてははいずれにつきましても相当な黒字が出るということがありますが、それ以降については常にこれだけの規模が相当な期間これぐらいの金額がプラスとして出るわけですか。それともこの33年度がそういう状態であって、これから5年後というのは29年度から32年度程度のプラス・マイナスの数字ぐらいしか出ないという感じなのでしょうか。

事務局

久野の区域拡張ですとか掛合や深野の整備事業、こういったところが31年から32年度のところで終わって来て、その頃になると（起債の）償還が始まってきます。また水道ビジョンにありますように、簡水の統合や大万木の湧水を利用した統合拡張が始まって来るという事がありますので、今回の算定期間以降の詳細な積み上げはしておりませんが、はたして年度ごとに数千万円の黒字が出てくるのかということ、そこまではいかないのではと考えております。

稲田水道局長

平成34年度以降、料金算定期間終了後どうなっているかということについては、先ほど申しましたように詰めたものではありません。

現況といたしましてこれから先、大東町の海潮の整備が終わり、次に上久野の拡張を行います。そうしますと資本費と言いまして減価償却費と償還金の利息分を合わせたものと言いますが、建設改良が終わりますとこれらが始まってきますので増えて来ます。

それから水道ビジョンでもお話ししましたように、合併前の各旧町村で昭和50年代前後に一斉に水道事業が行われまして、今更新の時期を迎えております。

現在、簡水におきましては掛合町の老朽管の布設替え、また今年から吉田の深野ではこれも布設替えということで、耐震化もですが老朽管の更新工事が一斉に出てきて、これは上水簡水関係なく出てまいります。そういった事で、費用の面が増えてまいります。

もう一つは収益の面で、社会増という人口対策の事もありますが、計画では人口が右肩上がりに回復するのではなくて、減り方を減らして人口減少の抑制、流出を防ぐという形を取ってまいりまして、相対的には人口は減ってまいります。

人口が減れば水の使用は減りますので、収益は減って来るということで、収益の減少と費用の増加見込み、この二つからすれば収支については決して予断を許さない、厳しいの

かなと考えております。

料金算定については3年から5年の範囲の中期的な計画見通しで、その間は健全な経営ができるような形で料金改定の見直しを行っておりますので、平成34年以降はこうだと言ったことは今申し上げられませんが、状況的にはそういった推移が見込まれるかなと考えております。

片寄委員

簡水統合した時の貸借対照表というのはどのような感じなるのですか。作っておられるのですか。

事務局

貸借対照表はまだ作っておりませんが、今年度中には作る予定です。

片寄委員

資金がどうだとか、未処分がどうなるのかというのがあって、どれくらい上げていかないといけないのか、と言うのが出るのかなと言う感じがしましたので。

稲田水道局長

基本的には試算のところでお話しさせていただいたように、簡水分の減価償却費については長期前受金という収益化して控除した残り、5年間で5億8千万円程度を市からの追加補助と言う形になっておりますので、その分は簡易水道が上水道に経営統合されて企業化されてもその分は市が補てんするという形でやっております。

それでも不足する原因については簡水に限らず上水もですが、給水人口が減ってきて収益が悪化していくのでこの辺について料金改定で補わせていただきたいということです。

決して簡水が上水に合併するから料金改定が必要だという事だけではなくて、人口減少ということで必然的にこうなってくるという事をご理解いただきたいと思いますと考えております。

先程、片寄委員さんがおっしゃいますように来年からは新会計制度でしていかななくてはなりませんから、準備はしておりますが試算的には入っておりますが、正式なものについては調整中でございます。

高橋委員

13割と20割で、ほとんど90何パーセントが使っておられるということですので、そうすると13割や20割は据え置きが良いのかなと思うのですが、そうすると（収支の）マイナスが出たりしているようですので、どうでしょう難しいのかなと見ているところです。

結局、試算の2か3とかになるのかなという感じですか。そうすると試算3の方が多少なりとも基本料金が少なくなっているし、差し引きの収支を見たりしても似たような感じだし、数字を見た限りでは試算3の方が良いのかなと見ているのですが。

駿馬会長

試算2は大口の方を配慮した形になっていきますね。試算3は小さいところに配慮したと

いうか。

高橋委員

そうですね、13リ 20リを諮問より下げている感じですね。

駿馬会長

我々委員としては、どういうところに視点を置いて改定方針を出すのかと言うところになって来るわけです。

高橋委員

大口使用のところ、試案の2と3では1か月でどれぐらいの差が出てくるものなので、すか。月に何百万とかそんな感じのもが出るんでしょうか。

事務局

表の左側に月平均使用量というグレーの欄がありますが、これが雲南市の各口径の月平均使用量でして、例えば50リですと月平均152 m³、100リですと約1500 m³使っておられるということです。この月平均使用量で計算してみますと、例えば試案3の場合100リですと475,990円、現行と比べると34,000円アップして率にすると7.6%になります。

13リですと月平均20 m³使われますので、諮問では月3,666円になりまして現行よりは303円アップになります。試案3では月3,664円になりまして現行よりは301円、約9%のアップになります、という比較表になっています。

高橋委員

そうしますと、一般家庭と大量に使われる所は、桁が全然違う訳ですね。

事務局

そうですね。13リですと301円ぐらいのアップが、100リですと約30,000円のアップになりますので差は大きなものがあります。

安部委員

ちょっといいでしょうか。月平均の使用量と言うのがベースになって、それに改定を反映させて結果がこうなったというやり方なのですかね。

改定の試算の手順と言うか、額を出す流れはどういう作業で進めておられるのかちょっと興味があったもので、簡単でいいのです。

事務局

まずは5年間の費用、いくら掛るかと言うものをまず出します。その中から収入の中で差し引けるもの、水道料金以外の補助金ですとか加入分担金とかあらゆる収入を差し引きまして、最終的に残った費用を水道料金で賄うという形で計算します。

その費用を、基本料金に充てるべき部分と、従量料金に充てるべきものとに分けます。

この基本料金に充てるべき部分を今度は更に口径別に 13 ミリは何千件、20 ミリは何千件、100 ミリは何件とかというように細分化していった計算していきます。

その計算の仕方も 13 ミリを使う人は全体の水量の中では口径が小さい分、少なくしか使えないのでその割合で料金を決めます。逆に大きいメーターを使う人はたくさん水を一度に使えるので、その分大きい部分を負担するというようになっていまして、基本料金を小さいメーターの人の割合、大きいメーターの人の割合というように全体を割って行って基本料金を決めます。

1 m³くらいと言う従量料金というのは、雲南市は三段階に分けていますが、それは平均して使う量に応じて割って計算して出したものです。

安部委員

要は、基本料金と従量料金を別々の計算方式で出したものを、合体したものだということですね。

事務局

全体の費用の中で基本料金に充てるものがこれだけ、従量料金に充てるものがこれだけというようにしています。

安部委員

そのなかで、基本料金のアップ率、全体は同じパーセンテージで上げるとか、口径ごとに統一的なアップ率でもあるのかどうか。

事務局

統一的なものはありません。計算していく過程で上下が出てきますけどそれをなだらかにするように調整してあります。

駿馬会長

今、高橋委員さんから意見として出ていましたけれども、試案がいくつかありますが、私も個人的には試案の 3 でどうかな、と言う感じがしています。

いわゆる基本料金だけで収めている方が雲南市内で 3 割程度いらっしゃいます。これは、高齢の方とか独身あるいは二人の世帯とかではないのかなと言う気がしますが、そこらへんにも配慮している考えになっているのではないかと思います。

我々もある程度の数字で諮問されていますから数字で答申を出して、あと必要なことは文章で市なりへのお願いと、或いは国・県への要望をしていただいたらというようなことは文章にして行けば良いと思います。

加本副会長

試案の 3 では収入見込みが諮問より低いわけですが、これで許せる、これでいけるということならば、試案 3 の方が諮問より小さい口径の所に多少配慮してあるので、納得しやすいかなと。

ただ、口径の大きい所が負担しているという部分もあるけれども、収益の上がる所で取らざるを得ないのではないかと思います。

この案で行けそうだという事になれば文章の中で配慮した書き方ができれば良いのではないかと思います。

西村委員

皆さんが試案3の方をどうだろうかと話をしておられますけれども、だいたい見るところでこの案が適切な設定でなかろうかと思います。

そこで結論を急ぐわけではありませんが、皆さんの意見と言うものを集約して方向付けをされたらどうでしょうか。

三浦委員

私も、試案の3が良いのではないかと考えていまして、差別的にも300円ちょっとですのでそんなにまで[…雑音で不鮮明…]かなと感じます。

13リと20リを比べると250円くらい差が有るのですが、雲南市で13リと20リで使われている家庭はどちらが多いのかなと思っているのですが、両方で97%いっているというのなら試案3で良いのかなと私は思います。

事務局

三浦委員さんから、20リがどれくらいの件数が有るのかという事ですが、雲南市では13リの使用件数が13,300件、20リが1,410件です。

西村委員

簡水の中でも20リを使っているところはありますか。

事務局

はい、簡水でも20リを使っておられる家庭はございます。

白菊委員

今、消費税を含めてちょっと自分で計算してみたときに、感覚的に高くなったなあ。

驗馬会長

8%のままなのか10%になるのかという。

白菊委員

例えば試案3で20%上がった時に、今は消費税込で1,234円がちょっと高くなりますので、消費税とは言いつつも払うお金としては高くなったなあという感覚が。

驗馬会長

料金改定で値上げとなると大なり小なり誰もが負担せざるを得ない訳でして、何処かを

据え置けば何処かがグンとあがるというようなことになってきます。

前回の改定の時ほどの口径のところも同じような改定率になるようにされていた訳ですが、今回もそれはそうだけれどもどうしても使用量の多い所はどうしても改定率が上がって来ると、その所はお願いするような方針で考えていかないといけないのではないのかと、最後の所は市長さんが判断される訳ですが。

渡部委員

あえて言わせてもらえば、ここにある案の中でどれかと言う話になれば、先ほどから言われているような流れで良いのかなと基本的には思います。

水道局の言われる諮問通りの数字より多少なりとも我々の色が出たなという感じのものが良いのかなと、気持ち的には思います。

川角委員

前回の改定では4%の改定率でしたが、今回は約10倍と言うような数字ですが、会計処理の仕方と言うのが大幅に変わると、変わらざるを得ないという事ですから使用されている方もですね、分かっていたのかと思います。

国の姿勢がそういう事ですから補助もなくなると、これは雲南市だけの問題ではなくて新聞を見ると他町村でも同じことが発生していると、雲南市だけが特別な扱いを受けるわけではないのです。

特に私は簡水を使わせてもらっていますので、簡水の方が足を引っ張っているようなことになるのかなと。

驗馬会長

国の方針ですからね。特に簡水が足を引っ張っているということではなくて、雲南市全体で考えて行かないといけない事なのです。

川角委員

当然併せて、国の方へ支援を訴えて行かないといけないことだとは感じています。

片寄委員

だいたいお話が有りましたように、試案3で良いのかなと思いますが、25ミリの所が3%で、97%の13ミリ20ミリの利用者の給水使用量は減ってきてても、給水戸数はそんなに減って行かないのではないかと思いますので、そういった部分で収入を確保する格好にしておかないと、きついのかなと言う気がします。

安部委員

試案3あたりが、多く使われている13ミリの所を配慮されていて、バランスが取れているのかなと思いますので、試案3で良いのではないかと思います。

驗馬会長

委員の皆さんの意見を伺うとだいたい試案3のあたりで、更に言えば改定率がもう少し検討がならないのかと言う、少し下げるような。諮問とあまり変わらないと何回もしてはどうだったのかということもあるので、検討をお願いします。

次回については答申の文章の案を出してもらって、市長さんに答申する原案の検討していただこうと考えておりますので、宜しくをお願いします。

事務局

確認をさせていただきたいと思いますが、今回の改定については、簡水の統合と言う大きな制度変更が有りますし、給水人口が減っていくことによる収益の減少で厳しい状況にあることから、やむを得ないという審議会としての統一の見解とさせていただいてよろしいでしょうか。

案については、試案3をもう少し工夫ができるものなら検討する。それから今までいただいた意見、分かり易いように市民の皆さんに説明をなさいと、か、国への要望とか、そういったものを事務局でまとめて答申のたたき台として、審議委員の皆さんに検討していただくという事でよろしいでしょうか。

渡部委員

基本的に私は、この試案の3で良いと思いますが、前回の審議会の時にも言いましたが、多少軽減、激変緩和をやっていただきたいという事がございまして、10%近く、8%、9%上がる訳ですが、何段階かに分けて最終的に10%とかに持って行けたらなというのが個人的に思っているところです。

事務局

勿論、いただいた意見は答申の中に盛り込んで、最終的には市長が判断することになりますが、そういった意見が出ていたという事は文言は別にして、何らかの形で触れさせていただきたいと考えております。

驗馬会長

追加の文言のところで事務局に言っておきたいことがございましたらお願いします。

無いようですので、今までの発言とかを踏まえて答申案をお願いします。

それでは料金改定については終わって次にまいります。

-----以上、水道料金の改定について質疑・応答終了（14：35）

次回審議会開催予定報告（6月9日）